

長岡京市産後ケア事業実施要綱

(目的)

第1条 長岡京市産後ケア事業（以下「本事業」という。）は、出産直後に支援が必要な母子を対象に産後ショートステイや産後デイケアの利用を通じて、母親の心身のケアや育児サポートをすることにより、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、長岡京市（以下「本市」という。）とする。ただし、医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院、診療所及び助産所であって、次の各号に掲げる要件を満たすものに委託することができる。

- (1) 本事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、分娩入院の取扱いがあること。
 - (2) 産後ショートステイや産後デイケアを提供するための居室（床面積は母子1組当たり6.3㎡以上であること。）が確保されていること。（少なくとも産後ショートステイの場合は母子1組以上、産後デイケアの場合は1日母子2組以上の受入れが可能なこと。）
 - (3) 入浴施設及び沐浴指導施設を有すること。
 - (4) 保健師、助産師又は看護師が配置できること。（産後ショートステイを行う場合は、24時間体制で1名以上の保健師、助産師又は看護師を配置できること。）
 - (5) 食事の提供ができること。
 - (6) 第4条各号に規定するサービスが提供できること。
 - (7) 本事業の利用者の身体、精神状態等が悪化した場合などの緊急時の対応が施設内外で実施できること。
 - (8) 本市との適切な連絡体制が確保できること。
- 2 前項第2号の設備は、本事業専用の設備であること。
- 3 第1項第4号の人員は本事業専任であることを要しない。

(利用対象者)

第3条 本事業の利用対象者は、長岡京市内に住所を有する生後4か月未満の乳児及びその母親のうち、保健師、助産師又は看護師による母親への心身のケアが必要であり、親族等から出産後の援助が受けられない者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、病院等への入院を要する者は除く。

- (1) 母親の産後の回復が思わしくなく母体管理が必要な体調不良の者、又は育児に不安があり、授乳や沐浴などの方法についての相談、助言、指導等の心理的支援が必要な者
 - (2) 親族等から支援が受けられず、家事、育児等の日常生活を行うことが困難な者
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、利用対象者としてすることができる。

(事業内容)

第4条 本事業は、前条に規定する母子に対し、次の各号に掲げるサービスを実施するものとする。

- (1) 産後ショートステイ
母子を宿泊させ、下表の区分に基づくサービス内容の提供により、母子への心身

のケアを実施するとともに、育児に資する指導等を実施する。

(2) 産後デイケア

母子を日帰りで施設利用させ、下表の区分に基づくサービス内容の提供により、母子への心身のケアを実施するとともに、育児に資する指導等を実施する。

区分	サービス内容	
産後ショートステイ	原則、利用開始時刻から24時間以内の利用を1日とし、3食の食事提供及び右欄のサービスを提供する。	1 母体管理及び生活面の相談・指導 2 乳房手当て、乳房トラブルケア 3 発育及び発達のチェック 4 体重及び排泄のチェック 5 スキンケア
産後デイケア	原則、午前10時から午後7時までの利用を1日とし、2食の食事提供及び右欄のサービスを提供する。	6 授乳方法に関する助言・指導 7 沐浴の実施及び方法に関する助言・指導 8 在宅での育児に関する相談・指導 9 その他必要とする保健相談・指導

(注1) 実施日は、原則として日曜日から土曜日とする。

(注2) 休業日は、12月29日から1月3日とする。

(サービス提供者)

第5条 前条に規定するサービスは、保健師、助産師又は看護師が実施するものとする。

(利用時期)

第6条 本事業は、原則として利用対象となる乳児の生後1日目から4か月未満までの間に利用を開始するものとし、利用日数の上限は、第4条各号のサービスごとに7日までとする。

(利用の申請)

第7条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、長岡京市産後ケア事業利用申請書兼情報提供等同意書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 本市は、長岡京子育てコンシェルジュ事業等により把握した本事業が必要と認める者に、利用の申請を勧めるものとする。

(決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、申請者の世帯の養育状況等を調査し、利用を決定する。

2 前項の場合において、市長は、長岡京市産後ケア事業利用決定通知書（別記様式第2号）により、速やかに申請者に通知するとともに、本事業の委託事業者（以下「事業者」という。）に対し、利用者に関する必要な情報を長岡京市産後ケア事業利用依頼書（別記様式第3号）により提供する。

3 事業者は、サービスの提供開始前に利用者に連絡し、その利用に係る説明、必要な調整等を行わなければならない。

(申請内容の変更等)

第9条 サービスの利用決定を受けた者は、申請した事項に変更が生じたとき又は、申

請した利用日数が満了する前に、サービスの利用の中止を希望するときは、当該利用日の前日までに事業者と連絡するとともに、長岡京市産後ケア事業利用変更(中止)届(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(利用料)

第10条 利用者は、所得に応じて、別表に掲げる額を負担するとともに、サービスの利用終了時に、事業者に対して直接支払うものとする。

2 前条の規定による連絡をすることなく、利用日の変更又は利用を中止した場合は、1日分を利用したものとみなし、利用者は、別表に定める額を事業者に対し、直接支払わなければならない。

ただし、地震、水害、その他の災害など、利用者の責に帰すべきものではない事由により連絡できなかつた場合については、この限りではない。

(委託料)

第11条 委託料は、別表2に定める額から第10条に定める自己負担額を控除した額とする。

2 多胎児の利用があつた場合には、2人目以降1人あたり、別表3に定める額を委託料に加算する。

3 助産師、保健師又は看護師が日中の常時換算で3人以下で、かつ、ベッド数が3床以下の診療所又は助産所のうち、市長が小規模事業所と認める事業者への委託には、別表4に定める額を委託料に加算する。

(報告)

第12条 事業者は、利用者の個別の利用状況について、長岡京市産後ケア事業実施報告書(別記様式第5号)をサービス利用後10日以内に市長へ報告するものとする。

(請求)

第13条 事業者は、長岡京市産後ケア事業委託料請求書(別記様式第6号)を作成し、委託料を市長に請求するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第10条関係）

階層区分	産後ショートステイ日額	産後デイケア日額
A	13,880円	6,940円
B	5,550円	2,770円
C	550円	270円

A：夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計額が730万円以上である者

※所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令第2条及び第3条を準用する。

B：サービスを利用する年度（4月から5月に申請する場合は前年度）の個人市民税が課税の世帯（階層区分Aを除く）

C：サービスを利用する年度（4月から5月に申請する場合は前年度）の個人市民税が非課税の世帯及び生活保護法の規定による被保護世帯

※京都府の産後ケア事業の利用促進に係る負担額軽減事業補助金等実施要領の対象となる者は、「京都府負担軽減事業分」として、1回の出産に対して1日分について、日額の2分の1の額を減額する。

別表2（第11条関係）

委託料	1日あたりの費用
産後ショートステイ	27,778円
産後デイケア	13,889円

別表3（第11条関係）

多胎児加算	1日あたりの費用
産後ショートステイ	4,167円
産後デイケア	2,083円

別表4（第11条関係）

小規模事業所加算	1日あたりの費用
産後ショートステイ	11,000円
産後デイケア	5,500円